

令和4年10月14日

学生、保護者等の皆様へ

高知工業高等専門学校長

井瀬 潔

### 新型コロナウイルス感染症に関する対応について（第四十一報）

新型コロナウイルス感染症対応に関し、下記のとおり、高知県の感染症対応ステージ等が引き下げられたことにより、本校の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための高知工業高等専門学校行動指針」の対応レベルを「1」に引き下げることとしましたので、お知らせいたします。

- ・高知県の「感染症対応の目安」ステージが「注意（黄）」に引き下げられたこと。
- ・同じく高知県（教育委員会）の「新型コロナウイルス感染症における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方」及び「県立学校の学校教育活動の取扱いの目安」が「注意（黄）」に引き下げられたこと。

なお、下記の感染症対策については、引き続き励行するよう心掛けて下さい。

今後状況が変わり、皆様に連絡事項がある場合は、その都度、学校ホームページやGメール・さくら連絡網でお知らせしますので、随時、確認するようお願いいたします。

○ 基本的な感染対策として、引き続き、地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」、「黙食」等を徹底してください。

○ 学校生活におけるマスク着用が不要な場面について

- ・ 屋内で他者と2m以上の距離があり、会話をほとんど行わない場合
- ・ 屋外で他者と2m以上の距離がある場合
- ・ 自転車、バイクによる登下校時、屋外で他者とすれ違うことはあっても、会話をほとんど行わない場合
- ・ 熱中症のリスクが高いことが想定される登下校時や運動部活動等の場合
- ・ 但し、前述のマスク着用が不要な場面であっても、本校通学用バス、公共交通機関を利用する場合、更衣室での更衣、準備や片付け、ミーティングや集団での飲食の際はマスクを着用すること。

- ・また、寮生活（登下校時を含む。）や、宿泊を伴う集団生活時においてもマスクの着用を徹底すること。
- 健康観察記録については、これまで通り毎日、web 健康観察記録フォームへの記録を徹底してください。
- 課外活動の方針
  - ・活動時間は平日 1.5 時間程度まで、休日 3 時間程度までとする。
  - ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は慎重に検討する。  
なお、公式試合等に向け密集する活動などを行う場合は、感染症対策を徹底すること。
  - ・県内外における公式試合や練習試合等への参加は慎重に検討する。
  - ・週 2 日以上（平日：1 日、土日：1 日）の休養日を設ける。なお、大会等の日程で休養日が取れない場合には、代替の休養日を必ず設定し、月 8 日以上（平日 4 日以上、土日：4 日以上）の休養日を設けて対応すること。
- 課外活動時の留意点
  - ・活動場面以外では、マスクを必ず着用すること。
  - ・部室や更衣室では密を避けるとともに、滞在時間を短時間とすること。
  - ・昼食を挟まないよう、活動時間を工夫すること。
  - ・大会参加時に食事をとる際は黙食を徹底すること。
  - ・更衣室での会話は控えること。
  - ・その他、手指消毒等、十分な感染防止対策を講じること。
- 海外渡航（海外留学、学会、海外インターンシップへの参加など学校活動に関するもの、留学生については帰国に伴う学寮外泊届など学校に届け出するもの）については、まず、学生課総務・入試係にご相談ください。  
なお、本校の海外渡航の実施判断は、別表 1「海外渡航及び滞在の実施基準（危険情報カテゴリー）」及び別表 2「海外渡航及び滞在の実施基準（感染症危険情報カテゴリー）」のうち、高い方のレベルの実施基準により行います。
- 国内の旅行（私事及び学会参加等含む）や県外への移動については、会食時の対応を含め移動先の都道府県知事が出している要請に沿って行動してください。発熱などの症状がある場合や体調が悪い場合は、他県との往来を控えてください。
- 「緊急事態宣言の対象地域」及び「まん延防止等重点措置の対象地域」との往来は極力

控えていただき、感染防止対策（健康観察、マスク着用、3密の回避など）を徹底してください。

- 県外から高知県に移動した場合は、高知県に帰着した日から1週間は「行動記録票」により自身の経過観察等の自己管理を徹底するようお願いいたします。必要に応じて提出を求める場合があります。
- 本通知と併せて、厚生労働省 HP による「新型コロナウイルス感染症について」、内閣官房 HP による「基本的対処方針に基づく対応」を確認してください。
  - ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省 HP）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
  - ・基本的対処方針に基づく対応（内閣官房 HP）  
<https://corona.go.jp/emergency/>
- 新型コロナウイルス感染症に感染した場合（家族の感染、濃厚接触者となった場合を含む）は、直ちに下記に連絡してください。
  - ・平日(8:30~17:00)：担任または学生課学生係（088-864-5625, 5626）
  - ・土日祝日、時間外、夜間：守衛室（090-8974-5484）
- 上記の事項のほか、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、日常生活において厚生労働省が公表している「新しい生活様式」を積極的に実施くださるようお願いいたします。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

#### 【お問い合わせ先】

体調等、健康に関すること	……	保健室（088-864-5537）
授業等に関すること	……	学生課教務係（088-864-5622, 5623）
課外活動、奨学金等に関すること	……	学生課学生係（088-864-5625, 5626）
入寮等に関すること	……	学生課寮務係（088-864-5506）
海外渡航に関すること	……	学生課総務・入試係（088-864-5644）

別表1

## 海外渡航及び滞在の実施基準（危険情報カテゴリー）

外務省海外安全ホームページ		本校の実施基準	
		学生	
危険情報カテゴリー	危険情報カテゴリーの説明	渡航前	渡航中
レベル1：十分注意してください。	その国・地域への渡航，滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	教務主事室が当該学生及び保護者等を交え事前協議し実施の可否を決定	教務主事室が当該学生及び保護者等を交え協議し継続の可否を決定
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに，十分な安全対策をとってください。	<b>原則中止</b>  但し、やむを得ず渡航及び滞在する必要があるときは、教務主事室が当該学生及び保護者等を交え事前協議し実施の可否決定	<b>原則直ちに帰国</b>  但し、やむを得ず渡航及び滞在する必要があるときは、教務主事室が当該学生及び保護者等を交え協議し継続の可否決定
レベル3：渡航は止めてください。 （渡航中止勧告）	その国・地域への渡航は，どのような目的であれ止めてください。（場合によっては，現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）	<b>中 止</b>	<b>直ちに帰国</b>
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	その国・地域に滞在している方は滞在地から，安全な国・地域へ退避してください。この状況では，当然のことながら，どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。		

※ この実施基準について不明な点や質問がある場合は、学生課総務・入試係（088-864-5644）までお問い合わせください。

別表2

## 海外渡航及び滞在の実施基準（感染症危険情報カテゴリ）

外務省海外安全ホームページ		本校の実施基準	
		学生	
感染症危険情報カテゴリ	感染症危険情報カテゴリの説明	渡航前	渡航中
レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に関し、その国・地域への渡航、滞 在に当たって危険を避けていただくため特別な 注意が必要です。	教務主事室が当該学生及 び保護者等を交え事前協 議し実施の可否を決定	教務主事室が当該学生及 び保護者等を交え協議し 継続の可否を決定
レベル2：不要不急の渡航は止め てください。	特定の感染症に関し、その国・地域への不要不急 の渡航は止めてください。渡航する場合には特別 な注意を払うとともに、十分な安全対策をとって ください。	<b>原則中止</b>  但し、やむを得ず渡航及 び滞在する必要があると きは、教務主事室が当該 学生及び保護者等を交え 事前協議し実施の可否決 定	<b>原則直ちに帰国</b>  但し、やむを得ず渡航及び 滞在する必要があるとき は、教務主事室が当該学生 及び保護者等を交え協議 し継続の可否決定
レベル3：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	特定の感染症に関し、その国・地域への渡航は、 どのような目的であれ止めてください。(場合に よっては、現地に滞在している日本人の方々に対 して退避の可能性や準備を促すメッセージを含 むことがあります。)	<b>中 止</b>	<b>直ちに帰国</b>
レベル4：退避してください。渡 航は止めてください。(退避勧告)	特定の感染症に関し、その国・地域に滞在してい る方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してく ださい。この状況では、どのような目的であれ新 たな渡航は止めてください。		

※ この実施基準について不明な点や質問がある場合は、学生課総務・入試係（088-864-5644）までお問い合わせください。